

【第 28 回中央環境審議会自然環境部会（H27.11.11）資料】

生物多様性国家戦略 2012-2020 の達成に向けた一層の加速について

(平成 27 年 10 月 26 日開催 生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議)

1. 経緯

生物多様性国家戦略 2012-2020（平成 24 年 9 月閣議決定）前文において、「COP12 では、第 5 回国別報告書に基づき、愛知目標の達成状況に関する中間評価を行うこととされていることから、その結果をふまえ、必要に応じて見直しを実施する」とされている。

COP12（平成 26 年 10 月、韓国ピョンチャン）における愛知目標の中間評価では、愛知目標自体の見直しはされなかったが、その取組は全体的に進んでいるものの、愛知目標の達成のためには加速する必要があるとされ、今後、各国には愛知目標の着実な実施が求められている。

2. 対応方針

○ 国家戦略の見直しについて

COP12において愛知目標自体に変更はなかった。また、COP12における決定では GB04 で示された「愛知目標の達成に向けて進捗を促す行動」を活用することが奨励されているが、これは現行国家戦略の中に概ね反映されている。

さらに、現行国家戦略は目標年次を平成 32 年度として設定しており、各省庁はそれに基づいて進めている状況である。

このため現行国家戦略の見直しを行わないこととする。

なお、平成 31 年 3 月に提出する国別報告書の提出のために、平成 30 年度中に国家戦略の 2 回目の総合的な点検を予定している。

○ 愛知目標の着実な実施に向けた対応について

愛知目標達成のため、今後一層の加速の必要がある生物多様性国家戦略の国別目標を明らかにした上で、関係省庁が取り組む具体的な施策を関係省庁連絡会議でとりまとめて公表することとする。

具体的なプロセスについては、作業の省力化を図るため、以下のとおり生物多様性総合評価（JB02）、環境基本計画の点検に合わせて行う。

① 関係省庁連絡会議において、JB02 における関連指標群の評価を踏まえ、国別目標全体について中間評価を行う。また、この中間評価及び COP12 の結果も踏まえ、今後加速の必要がある国家戦略の国別目標を決定し、これに対応する環境基本計画の重点検討項目（案）を確認する。（平成 27 年度）

② 中央環境審議会において、①の環境基本計画の重点検討項目

(案)について審議をいただき設定する。

関係省庁は、環境基本計画の点検の一環として、この重点検討項目について、具体的施策のレベルまで点検を行う。また、その点検結果について中央環境審議会において審議をいただく。

(平成 28 年度)

- ③ 関係省庁連絡会議において、環境基本計画の点検結果を踏まえ、愛知目標の達成に向けた、平成 32 年度までの関係省庁の施策をとりまとめて公表（平成 28 年度）